

会議結果報告書

1	会議名	柳島スポーツ公園等に関する意見交換会
2	日時	平成29年11月26日（日） 19:00～21:05
3	場所	茅ヶ崎市総合体育館 2階 会議室
4	出席者	○市民参加者 14名 ●市職員 4名（鈴木文化生涯学習部長・大川課長・五十嵐課長補佐・伊藤主査） ◆茅ヶ崎スマートウエルネスパーク株式会社 6名
5	内容	<p>意見交換会開始にあたり、部長あいさつ、出席者紹介、資料確認を行った。その後、次第に基づき3つのテーマに沿って説明及び質疑応答を行った。（凡例 Q：質問 A：回答 O：意見や提案）</p> <p>◎柳島スポーツ公園整備事業の進捗状況について（資料1）</p> <p>Q. 最初の説明で事業者と協議を重ねているとあったが、利用者との協議はあったのか。今現在テニスコートを使っている人との協議、意見交換があったのか。</p> <p>A. 今回の計画を進める際には、施設が総合競技場とテニスコートということもあるので、現状で市内の体育施設等をご利用の皆さんが所属している各関係団体、たとえば陸上協会、テニス協会、サッカー協会などとは何度も協議を行っている。ただ一般の個々の利用者からの意見聴取という形でこのような場は残念ながら設けていないというのが実情です。</p> <p>O. 私の仲間が何人かいるが、このようなことは知らない。パソコンも見ない人が多い。広報にのせればよいというものではなく、団体に所属していない人は何も知らない。これを見たら料金が上がるとか、全然市民サービスという観点で何も一般市民に一切知らせない、団体にだけそういうことを伝えている。うるさいところだけ話しているような感じで何も知らない一般市民は無視されている。一番使っているのは一般市民だと思うし、パートの主婦とか年金生活者が多い。考えたことがあるのか。その人たちが見たら駐車料金 600 円という話が出てきたらみんな驚く。これっぽっちも考えていないのではないか。今日来たのはその点だが、そういう一般市民のことを考えていない。非常に不満を持っている人がいる。来られない人もいるので、一般市民としてそういうことを言いたい。</p> <p>A. 先ほどの説明に補足をするが、今回の事業はなるべく多くの市民にこの事業を知ってもらいたいので、たとえば広報ちがさきという市の広報紙の一面などを使いながら事業の進捗ごと、計画が出来上がった段階、工事に着手する段階、そういったある程度の機会をとらえながら、市民には事業の進捗状況のお知らせはしていた。</p> <p>Q. 一番感心ごとは費用の問題。それを説明しているのか。たとえばこういう予定があつて来月以降は2時間やったら600円に変わりますというような説明をしているのか。</p> <p>A. 料金については今年の2月から3月にかけてパブリックコメントという形で市民の皆様へ意見聴取を行っている。もちろん各公共施設にはこういった形で市民の皆様からご意見を伺うとのお知らせはした上でパブリックコメントを実施している。その中で参考として料金体系がこうなるとお知らせはしている。ただパブコメだけで周知が十分かということそれは言われる通り確かに十分ではないと思う。</p> <p>Q. それはアリバイのためにやっているのか、本当に知らしめようとか理解を得ようという風に聞こ</p>

えないが、現実問題知らない人が多いのだから。違うのか。

A. そのような意味では周知が不十分だったということは、こちらも反省しなければならない。今日もこういった形で皆様に維持管理・運営についての説明をするなどの機会を設けるなかで、可能な限り情報公開または情報提供に努めている。

Q. 利用者の観点を受けてということで質問したので次の項目に答えてほしい。まず、団体とっているが、協会だけなのか。団体にもいろいろあるが、そういうところにも呼びかけて説明しているのか。市民に知らすべきものもあるが、団体に言っているとは協会だけではないか。もっと団体がいろいろあるが、そういうところにも言っているのか。

A. まず団体という形の中では、体育協会の傘下にいる団体が基本的にはメインになるが、それ以外にもレクリエーション協会や福祉関係団体、そういった諸々の団体にも事業の進捗に応じて意見交換の場は設けている。

Q. 団体でも（傘下でない）民間団体もある。市に協力してもらい（施設を）借りたりしている団体もあるが、そういうところにも言っているのか。

A. 具体的な団体は。

Q. テニスでも、団体がいくつかある。広報に載せてもらっているような団体が、3～4ある。そういう団体にも声をかけているのか。

A. たとえばNPO法人のことか。

Q. そういうところも。

A. NPO法人については、すべてがすべてではないが、可能な限り初期の段階では声を掛けてきた。一つの例をとると、スポーツ公園のテニスコートの表面仕様の問題、もともと提案ではハードコートだったが、それを今回人工芝に変更したが、その時も色々な団体、利用者に話をしながら最終的に意見交換をし、提案の内容がハードコートであったものを人工芝に変えたという経過もある。

Q. 今回の駐車場料金に関して投げかけているのか。

A. 駐車料金等については、先ほどお話しした2月～3月にかけてのパブリックコメントという形でお知らせをしている。

Q. （投げかけを）やっていない。コメントを出しただけ。パブリックコメントというのは、あれを見ないとわからないもの。具体的にこれを示したらどうなのか。これを出してはいない。

A. 今年の2月から3月にかけてパブリックコメント手続きのご案内という形で、市内の公共施設をはじめ各体育施設にも資料を置いて市民の皆さんからこの内容についてご意見がある方はぜひこちらに書いてご意見をお寄せくださいと配布している。もちろんパブリックコメントだけですべてが済むというものではないと理解はしているが、手続き的にはこういった形で市民の皆さまからご意見をいただく場は設けている。

O. 出しているとか、こう出しているからいいじゃないかという話ではない。何もなくて終わるのか。パブリックコメント実施結果ということで出されているが、駐車料金一つをとっても、その質問がなければそれで通ってしまう考えだったわけ。今日はそういう風になりましたという説明だ。

A. 料金の設定に関しては事業者の一存で決められるものではありません。

Q. その言葉がちょっと足りないので納得できない。一存で決められないというのはどういう意味か

教えてほしい。

- A. その理由については料金だけではないが、基本的に市には条例があり、条例の中に料金等の位置づけをしなければならない。先ほどの説明の通り、本年9月の市議会定例会で今回の柳島スポーツ公園関係のいわゆる詳細な内容について条例上に盛り込んだ中にご審議をいただき、その中で条例の議決という形で正式に決定したという流れです。
- Q. 市民のことは何も入っていないということを聞きたい。市民には何も聞いていませんということを書いてほしい。そういうふうにごまかさないでほしい。事業者・議会・前任者に責任を振っているだけだから。ここにいる人たちじゃない人の責任にするなら、はっきりした言葉を聞きたいわけです。そうすれば、それに対しては税金と同じように国が決めたものだから仕方がないというふうになるのか、もっと市民から提案して、たとえば駐車料金にしても最初の1時間はタダにしてくれとかそういうことはいくらでもできるはず。決まりました、なので申しました、これでやります、ということしか言われていないし、そこに何か市民がこれだけ集まって聞いているわけだから、何か言葉では難しいが、市民は慣れていないわけです。前の回もそうだったが、受益者負担と言っているが、テニスをやる人、もしくは陸上競技で使う人、その人が益を得るのだから、車で来るのだから、その人に駐車料金を負担させるということなのか。駐車場だけを利用しに来る人は基本的にはいないと考えているのか。サーファーは排除しようとしているわけだから。施設を利用しに来るのにその施設の中になぜ駐車場が入るのか。
- A. 施設の中に駐車場がそもそもあることがおかしいということか。
- Q. 利用するという意味。駐車場だけを利用しに来る人はいない。受益というのはスポーツをして汗をかいて、気持ちがいいなというのが受益。その人たちはそれだけのスポーツの施設を利用することでお金を払う、対価として払うということになるが、市の施設だからあまり威張ってはいけませんが、税金を払っているのに、市に暮らしている意味がない。もっと言えば、想像力がないと思う。テニスの使用料は2時間1000円ちょっと。ダブルスだと最低4人なので4人が6000円を払って、2400円ですよ。施設の使用料より圧倒的に駐車料の方が多いのは誰が考えてもわかる話。民間のテニスコートで1時間2000円、2時間で4000円、それで駐車料金はなし。ここはテニスコートが安くて駐車料金をそんなに取ったら、全然バランスが悪い。茅ヶ崎に10年住んでいるが、平塚とか藤沢はそんなところはない。なんで先頭を切ってそんな変な理不尽なことをやるのかということ。考えられません。年金生活者は月4000～5000円でも大きい。コート料が2時間1000円なのに、駐車料金を600円払わなければならないので、6人でやったら2400円になる。そういうバランス感覚がないのではないかと思うが。
- O. かれこれ3年くらい柳島スポーツ公園の件について関心を持って調べていたが、残念ながらこういうことが決まる前に市民との説明会、意見公開はなかった。何度も情報公開をかけたが、そういうことが行われましたという記録は出てこなかった。それから団体の協会、テニス協会、体育協会に意見を聞いていますという議事録、どういった話をいつどこでどういった話し合いを団体としましたという議事録も、これも情報公開をかけたが一切出てこなかった。まったく記録も残っていないし、市民への事前説明会が一度もなかったのは覆い隠せない事実ではないかと思っている。今回駐車場の問題もPFIで今回これをやりますというのがいつどこで決められたか、それは一つ大きい問題だと思う。というのは利用者にとっては普通の市営の、一般的な市の直営の

スポーツ公園なのか、それともPFIなのか、PFIでやるとしたら一体どういう影響が出てくるかというのはすごく重要なことだったと思う。ところがここに関して何も意見を取られていないし、審議会とか委員会でも出ていない。そうすると市が独断で決めてしまった、市長が独断でPFIをやるよと言ってしまったといってもいい状況だと思う。そのPFIでやるといったいどうなるのかシミュレーションも市がちゃんとやらないまま始めたと思う。結局今皆さんが話されているようなものすごい混乱に陥っている。市も説明が追い付かなくなったという状況ではないかと思う。

- A. これまでの話の内容は「2. スポーツ公園の維持・管理・運営計画」とだいぶかぶってきているように思う。資料2の説明をしてからまた今の質問を含めた中で回答をした方がよいと思うので2の説明を進めたい。いかがか。2の説明も合わせてした中でお答えするので、2の説明に入る。

◎柳島スポーツ公園の維持管理・運営計画について（資料2）

- Q. 先ほど何人かの方からご意見があったように、一般市民の声をあまり聴いていないという状況があるので、それについては一般市民としては大変不満に思っている。特に料金体系について不満が多い。具体的に言うと、駐車料金の問題、施設利用料金、照明とか競技場の問題、値段等の問題がある。施設の利用方法について10ページに優先予約があるが、この中で一般予約が4番目になっているという問題とかいろいろある。一つ一つ見ていくと大変時間がかかるが、今日の交換会は趣旨として課長が司会をしているが、決定事項を市民の皆さんに伝えているという会合なのか、それとも市民の意見を聞いて若干修正するというような余裕があるのか、その辺を聞かせてほしい。
- A. 本日の意見交換会の目的は、単なる報告の場ということではもちろんありません。あくまで皆さんからご意見を賜りながら、反映できるところは反映していきたいと考えていますが、すでに条例等で議決された内容については、パブコメ等の手続きを踏んだ中で議会を経て決めていることなのでそれは事実としてお伝えしますが、現実的にまだ開園までのスケジュールの中では現在維持管理・運営の業務計画を策定している段階です。そういった維持管理・運營業務計画の中で皆さまのご意見が反映できることは反映します。ただすでに決定事項として決まっていることについては今回ある意味報告となってしまふ。ただ駐車料金については市としての考え方もあるので後程説明いたします。
- Q. 駐車料金ですが、日中は900円が上限額ですか。時間は通常200円から始まるということはテニスの利用だとだいたい3時間なので600円かかってしまう。その600円という金額は、藤沢市の場合は確か2時間300円だと思うが。平塚の駐車料金はわからないが。
- O. 藤沢は2時間無料ではないか。
- O. 場所によって違うのではないか。
- Q. 藤沢市はお金をとるところもある。藤沢はだいたい300円だが、300円と600円はだいぶ違うが、その辺の設定というのはどうやって設定したのか。
- A. まず駐車場の関係だけ先に整理する。駐車料金の考え方は、まず無料にするか、有料にするかという部分が大きな分かれ道となりますが、今回はPFI事業者に提案をしていただく中で、駐車場を有料とするか無料とするかはある意味事業者の提案に委ねるという部分でした。市ではあら

かじめ要求水準書という形でこの部分はこういう形にしてくださいという仕様を示しているが、その中で駐車料金については無料・有料については有料にしろとか無料にしろという形で最初から決めてかかっているのではなくその考えについては提案の中に委ねますという形をとっている。今回提案の中では駐車料金については有料とするという中で、次の話として有料にする場合に料金設定をどうするかという議論になっている。市の考え方としては、市役所周辺もそうですが、原則駐車場については有料化という方向でいま進んでいます。原則有料化という考え方は、もちろん利便性云々トータル的にいろいろありますが、新規で施設が整備されるような場合についてはやはり駐車場については有料化していこうという話が市にはあります。そういった中で今回柳島スポーツ公園は新規整備施設ということ、また先ほどの話で受益者負担という観点から有料化していくにあたり料金を逆にいくりにするかとこのところで駐車料金についてはたとえば民間の駐車料金の相場ですとか近郊の駐車料金をみながら、考えながら有料の設定をしていますし、近隣の体育施設でも原則的には有料、ただ減免という形で1時間ないし2時間減免措置を講じているという施設があるのは市も承知はしている。今回この施設についてその減免措置を講じるか講じないかということもだいぶ議論はしました。少し話がそれてしまうが、9月の議会での審議の中でもこの駐車料金の話が非常に大きな課題で出てきました。委員会の中でも料金の妥当性について委員の皆様からご指摘をいただき、最終的に市の判断として駐車料金は現状1時間当たり200円という形で設定しました。いずれにしても無理に料金を取ることではなく平日や土日でも上限額をまず定める中で過度な徴取は避けるということ、それと現実的にこの料金体系を進めることによってもしか実際に利用者の方からいろいろな意味で不具合が出るのであれば市もその状況を見て、実際運用し始めて何か現実的に不具合等が生じるようであればもちろん減免措置を含めた中で色々な対応は考えなければいけないと。半年くらい駐車場の運用状況を経過観察した上で、対処を考えていきたいと議会には報告している。ですからこの料金体系についてはいずれにしても今回は1時間200円・平日上限600円・土日祝日は900円としていますが、この料金が未来ずっとこの体系で行くかどうかというのは状況を見ながら判断していくと考えているので、必ずしもこの形が絶対ということではありません。駐車場料金等を市民の方から現実的に意見を聞いていないという点に関しては、この料金体系、考え方はパブリックコメントの中でご意見をいただいた中で決めたという経緯はあります。ただ料金体系については言われるように実際テニスコートの利用料金より駐車料金の方が高くなってしまいうという話も事実かと思いますが、実際に皆さんが必ずしも車で来られるとは限らないと思う。自転車や公共交通機関を使われる方ももちろんいるので、そういった方とのバランスを考えながら料金徴収ということは考えているので、その点をご理解いただきたいと思っている。

- Q. 状況を見ると言っても、状況は何を図るのか。駐車料金を使う人が少ないということは高いから来ない人もいる。駐車場が埋まっていればみんなが満足していると判断するのか。不満があるかどうかは何を持ってみるつもりなのか。
- A. 駐車場の利用状況はもちろんのこと、実際に運用が始まれば利用者の声を聴く場が設けられる。施設にはご意見箱なりインターネットでご意見を賜るような場所を設けるので、そういったところでみなさまのご意見を賜りながら、トータル的に判断するので、駐車場が埋まっているからよしよしというものではないと思う。

Q. 感覚的なことかもしれないが、駐車場の料金が全部今回事業者の懐に入る。駐車場料金が市に入ったん入るといふのならまだちょっと納得ができるが、今回テニスコート利用料とか施設のすべての利用料プラス駐車場料金が全部事業者に入る。それから1億円近い維持管理費・運營業務費これもすべて税金から事業者を支払われる。それから多い時だと年間9000万円くらいになる修繕費これも税金ですべて事業者を支払われる。それから用地取得費20億円これは税金で買いました。建設費これはすべて税金で賄いました。こういう状況の中で駐車料金まで利益として事業者の懐に入ってしまうという状況が、税金ですべてまかなって施設の中でどうしてそうなるのですか。これはPFIを最初にきちんと説明してこなかった市の責任だと思うが、ここを納得しなさいと言われてもおそらく市民に後付でいわれても誰も納得できないと思う。

Q. なぜ事業者が優先なのか。

A. 基本的な考え方として今回の事業については、事業者とのPFI事業に基づく契約をしたうえで事業を進めている。事業の契約内容については今回の設計・建設・維持管理・運営を含めた中で一つの契約になっている。その一つの契約の中で基本的にはそれにかかる費用を市が事業者にお支払いする形になるが、そのお支払いする過程の中で細かく細分化されていて、維持管理にかかる費用、修繕にかかる費用、運営にかかる費用それぞれを市から毎年分割してお支払いするような体系になっている。駐車料金については駐車料金だけではないが、基本的に指定管理者制度という形で施設を運営することになる。指定管理者制度の考え方のなかでは利用料金収入に関しては事業者の収入とするというのが指定管理者制度の条件となっているので、施設のテニスコートにしても総合競技場にしても実際の利用料金として利用者の方からお預りしたものについては指定管理者の方に入るとことを見越したなかで維持管理運営のシミュレーションをしている。

Q. いま出た話はすべて事実ですか。税金から事業者さんに払われている金額が1億円とかそういう金額で毎年払われていくということか。

A. 平成30年度から維持管理運営に関する費用の支払いが始まる。毎年約1億円を予定している。それは指定管理料として施設の維持管理運営にかかる費用という形でお支払いする。

Q. 市は何か受益はあるのか、事業者にやらせて。

A. もちろん今回PFI事業を選択したという過程の中では市が直接方式でやるよりはもちろんメリットがあるということでこの方式を採用した。まだご質問に答えていないが、PFI事業を導入した経緯のなかでは、トータル的に考えた中で従来のやり方ではなくてPFI事業でやった方が現実的には市としてのメリットが大きいということで事業手法としての判断をしたということ。

Q. 具体的にどのようなメリットなのか。

A. PFI事業の手法選定にあたっては通常市が直営で行う方式とPFI方式を選定した時の方法、もちろんPFI事業を選定するにあたっては資金の流れ等を考えるといわゆる民間の資金を活用しなければならないので金利等も発生する。そういったものを含めた中で実際にどのくらいの金額が必要になるかを比較した中でどのくらいのメリットが出るか、いわゆるVFM(Value For Money)という言葉を使っているが、そこを算定した中で現実的に今回PFI事業を採用することによって約3億円が市にとって効果額として出るという試算がされている。

Q. 市民には還元されるのか。

A. もちろん効果額という部分でそこが通常の一般の直営でやるよりはそれだけ効果が出るというわ

けなので、効果が出た分については全体に還元される。

O. 事業そのものの話。ここでやるにはすごく荷が重いのではないか。

Q. これは指定管理業者に指定されたのか。それで収入はすべてそちらに行くが、どうして委託でやらなかったのか。事業者を委託として採用すれば、その経費は若干プラスアルファしてそれを支払うが、収入は全部市に来る。たとえば駐輪場でも儲かっているところは数千万、5000万円とか7000万円とか儲かっている駐輪場もある。なぜそれをやらなかったのか。民間の手法を使うといってもただお金を借りているだけで全部返さなきゃいけない。それで当然民間であるから利率も高いはず。市の場合は調達の利率がコストだが、民間の場合は資金を調達する財務部門があるし、それから借りた利率に財務部門のコストをプラスし、なおかつそのまま利益を上乗せするので。市の調達金利はつい最近の数値はわからないが、数年前は1.7%。今はもっと下がっているはず。だから利率の面でもコストダウンになる。そういうことを本当にきめ細かく比較してこれが安いといえるのか。VFMは非常にわかりにくくて条件の設定によっていかようにでもメリットが出たりでなかったりする。条件も変わる要素がいっぱいある。だからそういうVFMで比較したといってもそれはシミュレーションの1つであって、いろんな形態を考えれば高くなるということもある。だからそういう説明では市民は納得できないと思う。なんで、委託でやらなかったのか、指定管理業者ありきというけれど、むしろ市の公共施設は指定管理より委託の方が多くないはず。それがために業者の利益を上乗せする形にならざるを得ない、それを市はやむを得ないという形で説明されているが、本当に市民の税金で業者は資金の建て替えはしても一切負担していない。自分の施設のクラブハウスはたしかに業者が自分の資金でやっているというが、土地代は何も払っていないはずなので、非常に優遇された形だと思う。どうして委託を選ばなかったのかその理由を教えてください。

A. 委託業務という形になるとなかなか長期的な契約が難しくなるというのがある。

Q. 駐輪場が（長期で）やっているのではないか。

A. 今回PFI事業を選定した大きな理由は20年間にわたって維持管理・運営を一括して対応してもらえるのでその継続性という部分、そういったところが最大のメリットと考えている。通常の指定管理者制度にすると4年に1回の更新とかそういった形で、場合によっては事業者が変わってってしまう。PFI事業の選定にあたっては20年間にわたって指定管理者として業務を全うすることが条件なので、そういった部分の中では途中で管理者が変わって、考え方が変わる云々ということではなく当初からその目的にしたがってやってもらえるということで委託ではなくPFI事業の特例の中での指定管理者選定という形をとっている。

Q. 長期的なものは全部そうなのだが、指定管理の考え方は市が最小のコストで最大の効果を上げるということが地方自治法に定められている。本当にそこを徹底的に追及しているのならよいが、いまのVFMだけの考え方ではちょっと納得できない。議会もどうそれを算定したのかわからないが、やはり市民も1家庭11万円払っている。ですから、こんなにたくさんのお金を市民に負担させるのならコスト削減というのをそういう運営形態をすべきだと。PFIでやったのは市のお金がないからじゃないか。公共施設だから市債が発行できる。それであれば資金の標準化もできるし、そういうことをできるのにできないという前提で話をするのがわからない。

A. 先ほども話がありましたように基本的に何も根拠なしにPFI事業を選定したわけではない。も

ちろんPFI事業というかたちの事業選定をするにあたってはもちろん専門家の意見を聞きつつ、庁内で議論を重ねたうえで、この事業手法を選定しているので、そういった意味で比較対象というなかでの従来の直営の考え方を含めた中で比較をして最終的にこの事業を選んだという経過はある。その経過に基づいて事業を進めている。

Q. 現在価値になると思うが、そのインフレ率はいくらで算定しているのか。

A. 手元に資料がないので数字を示すことはできないが、もちろん世の中の情勢に応じて金利等の見直しをしながら進めていくというのがPFI事業です。

Q. 長期的に20年分を想定してこれくらいの利率になる、あるいはこれくらいのインフレになる、だから現在の価値に換算すればこうなると。だけれどその条件を予見していろいろやってみて1%のインフレなのか、3%のインフレなのか、そういうことをどういうふうにやったのか本当は示してもらいたい。

A. PFI事業の選定の経過についてはホームページで公開している。その中でもお示ししているので、後程確認する。

Q. 20年間の契約と言うが、うまくいかなかった場合、この契約は途中で解約できるのか。

A. 契約書の条項の中で、我々が要求する水準、条項といいますか、ここはこういうふうにご確認くださいということに対し、事業者の方がこういう形でやりますといった形、それが履行されなかった場合については減点のポイントとして計算した中でそれが貯まっていけばもちろん市としては一旦このままでは事業の継続が難しいですよということを事業者にお伝えし、それでもなお改善されなければもちろん最終的には事業契約の解消・破棄ということも契約条項の中には謳っている。

Q. それは規則で書かれているのか。こういった場合には当事者どちらかの申し出で解約しますということが書かれているわけなのか。

A. もちろんそのためには毎年必ずモニタリングという形で市が示した要求水準をきちんと満たしているかどうかの項目を一つ一つチェックしながら確認しつつその対応という形になるので、必ずそのチェックを入れながら現実的に正しく履行してされているかどうかを確認しながら事業は進めていく。

Q. 言葉尻を捉えてしまうが、業者からお願いされるという発想が、利用者からするとお願いしてやってもらっている感じに思う。先ほどから業者が得する感じに聞こえる。説明を聞くと、その中で市役所が民間の業者をいったん決めてしまうと競争がなくなる。競争して仕事をもらっているという発想が欠けているなという感じがする。言葉尻を捕まえて悪いが、そういう気持ちがあるからこそ抽選枠を事業者に3分の1を与えるとか気を使う感じがするが、もう少し市民側を向いてものを言ってほしい。

A. 柳島スポーツ公園は民間の施設ではないかとよく質問される。資料にあるように公共施設であり、市がこの施設を総括的に管理していかなければいけない施設です。市としても今回の事業を推進する茅ヶ崎スマートウェルネスパークに対しては指導・監督する立場にある。もちろん事業推進にあたって市が目指すところと違うようなところに進むようであればきちんとチェックしなければならず、どうしてそんなに優遇するのか云々とあったが決して優遇ということは考えていない。もともとPFI事業の推進で民の力を活用するためにはどうしたらよいかという部分で民間

の発想力とか事業展開能力というものを期待した中で、ある程度枠や裁量性を与えている。この資料にもあるが、3分の1、4分の1の枠を与えるにあたって、どうぞご自由に設定してくださいという考え方ではなく、市と協議の上で枠の設定をするので、通常の利用者がまったく使えないようなことがないよう配慮はしている。

Q. そうすると、公共施設の中にどうして民間の事業者が自分たちのクラブハウスを建設できるのかそこが疑問である。自由提案事業というが、クラブハウスを柳島スポーツ公園の中に事業者が建て、そしてそのクラブハウスの中で商売をする。それはもちろん外部ではなく全部こちらの事業者がやる。事業者の身内で、レストラン、コンディショニングセンター、ダンススタジオの貸出、もちろんその収入も自分たちの懐に入るが、これの土地代は払うのか。

A. 基本的に事業者の自由提案施設はPFI事業の入札時の提案の中で自由な発想を提案したものになる。公園の中に一民間施設が入り込むということは、手続き的には都市公園条例の中の設置許可を受けた中で施設が成立するので、公園管理者の設置許可を受けた上で維持管理・運営を行うことになる。もちろん自由提案施設の建設費は、市は一切支出していない。あくまでクラブハウスの2階部分に関しては市の税金は一切投入していないし、土地に関しても基本的には土地の使用料を市の方に納めてもらう形をとっている。

Q. パブコメでは（意見が）一個も出ていない。要するに公園の中にレストランを作ってほしいとかコンディショニングセンターを作ってほしいとか、自転車を売ってほしいとかそんなことは市民が一言も書いていない。しかしこの事業者の提案が30点満点の評価を受けて入札がひっくり返った。要するに市民の意見が何も入っていない部分が30点満点の評価を受けてこちらの事業者が落札したわけ。ここが腑に落ちない。なぜ市民の意見が全く入っていないものがこんなに高評価されて落札につながるのか、この部分も全く市民の意見が入っていない。常識的に考えて何もスポーツ公園の中で自転車を売ってほしいと思わないし、コンディショニングセンターを入れてほしいと思わないと思う。逆に言うところこういうことをするのだったらもっとシンプルなお金のかからない公園を作って駐車場代を安くしてくれるとかタダにしてくれる、その方が市民にとってよっぽどありがたいと思う。なんでこんな施設を建てるのがこんな高評価につながるのか。公園という名前がついているが、これは本当に名ばかりだと思う。いろいろなものを押し込んだから公園が最低限の面積しか取れなかった。茅ヶ崎市は一人当たりの公園面積が県で最低、公園がない市である。100億円の事業費をかけても市が公園の面積を増やせなかった。この建物はいい。建物がない公園だってよかったと思う。それから駐車場も臨時の場合は公園が臨時駐車場になるという提案だが、そのために人工芝。なんでそういうものが評価されるのかわからない。公園だったらちゃんと天然芝にして、ずっと市民に開放できるようにする提案の方が高い評価をうけて当たり前だと思う。

A. 事業者選定においては、PFI事業者選定委員会という会を立ち上げて、その中で民間の方にも入ってもらい、市職員も入りながら合計9名で審査を行っている。もちろんその審査の過程で提案されたそれぞれの事業に対して採点を行った中で、今回の事業者の提案が自由提案部分において最高得点を得たというのは事実です。それは委員さんが判断したことであって市が決めたことではないので、委員会の判断という中で結果的にその点数がついたという理解です。続いてクラブハウスの関係は、実際にこういった施設は不要との意見がありましたが、市としてはもちろん

P F I 事業で進めていく過程の中で何か斬新とか目新しい施設を設置してほしいなかで、自由提案というものを要求水準の中に組み込んだ。全く公園と関係ない、運動施設、スポーツ施設と関係ない施設を入れるわけには行かないが、スポーツや健康とかかわりのあるレストランとか、コンディショニングセンターはスポーツをされる方、アスリートの方対象の施設ですし、そういった必ず関連性があるということを前提にその施設を入れるということを決定した経緯がある。駐車場に関しては、臨時の駐車場は人工芝という話があったが、実際は天然芝、多目的広場は天然芝の仕様になっており、臨時なので基本的に駐車場を使わないときはその広場は一般の方に開放して使えるようになっている。

O. 提案の時は人工芝だった。亀井の提案書には人工芝で出ている。

A. 多目的広場は天然芝のはずです。

Q. クラブハウスを柳島スポーツ公園のシンボルにするということは本当なのか。スポーツ公園でどうしてクラブハウスがシンボルとなるのか。

A. シンボルというとならえ方が皆さんによって色々違うかと思うが、一つ言えることは、他の公共施設では更衣室、シャワーがあり、コミュニケーションがとれるようなスペースも無く、レストランもたとえばラーメンとかそばとかうどんがあるだけのようなレストランで、非常に健康があまり考えられていない施設が多い。これは提案書で交流であったり健康を考えるものであったりそういったものを提案することでこれがシンボリックになるとよいというような言い方をしている。

Q. シンボルというか、それが市民の声なのか。

A. これは提案書なので、我々（事業者）が提案したもの。

Q. それが評価されている。それが総合評価方式でそこが非常に高評価されて、市民交流の場、ローカルファーストだということが書かれているので。そういうのは市民が決めること。それをそういう風にやるように書かれている。あくまで競技場、競技の施設が他よりもこういうところがいい、シンボルになるのならわかるが、なんでレストランがシンボルになるのか。それに亀井工業の方が3億円くらい高かった。その正当性をつけるために売ったのではないか。

Q. 選定もっと安い業者があったという話があるが。

O. ミズノは競技場を200か150くらい運営していて、有名なアスリート300人くらいと関係がある。一方で（事業者は）ベルマーレと杉山愛さんしかないの、各段の差。相撲でいえば幕下と横綱の戦い。それがクラブハウスとかが評価されて、金額は（事業者が）3億円高い。

Q. 経費節約で市も安い方が（よい）。それなのに、料金を高くしたり、駐車場を高くしたり、施設の利用方法についても一般市民は4番目。駐車場を高くしてみんな使わせないようにして運営事業者が使う方のランクを上げるということなのか。

Q. 駐車場の割り当てが事業者に3分の1を割り当てるということなのか。

A. それは関係ない。

O. レストラン事業者は駐車場料金を割り引くとかやりかねない。

Q. 市民が一番最後なのはおかしい。駐車場が高くて、近くの人はいいいよ、遠い人だったら使うなどというのと一緒だ。

A. 施設の利用方法等については、優先順位は既存の体育施設等でもまず一番目には市が主催する事

業、2番目は指定管理者の事業であり、その中にPFI事業者が入り込んでいるので、順番として特にPFI事業者を優遇して云々ということではない。あくまでも運営事業者というのは指定管理者なので茅ヶ崎市が主催する事業に準じた事業を行ってもらうというところであくまでも優先順位が高くなっているところです。

Q. テニス教室が週5回と書いてあるが、どこがいくらでやるのか。無料なのか。

A. 1時間1500円（一人）の教室を予定している。

Q. 時間帯はいつごろか。

A. 時間帯は、4面あるうちの1面を早朝の場合もありますし、正午を挟んだ時間帯もある。または日によっては夜のナイターを使った教室も予定している。

Q. 1面は割と優先的に使っているのか。

A. こちらに記載してある事業者優先枠に基づいて決めている。

Q. コートは2時間だからスクールも2時間単位か。合計3000円かかるということか。

A. 教室を利用される方によって基本的には2時間枠の中で2つ設置しているので、利用される方に判断していただく。

Q. 施設の利用方法についても条例で決まったのか。

A. 利用方法の優先順位については条例で定めるものではなく、従前の運営している既存の体育施設の運営にならっている。

Q. 既存の運営事業者というのではないのでは。初めてでは。今まではないのだから、これは市が考えたのでは。

A. 運営事業者というのは先ほどの説明の中での指定管理者である。今現在でもそうだが、体育館なら体育館で指定管理者がいて、指定管理者の優先事業の優先順位はこの通りになっているので特に何か新しいということではない。

O. 要求水準書という入札をする時の基準書に市が事業者はスクールを行うようにしている。だからその部分も結局意見を何も聞かないで事業者はスクールをすることになっている。だから事業者は優先権をもらってスクールをする。そういうことを事後報告で言われても、（納得）できませんよ、そんなことを決まってから言われても。しかも土日の午前中にスクールをやれば暴動が起きかねない。とても市民の了解を得られない。

O. 市議会の定例会で決まったっていうのは、逆ではないか。市民の意見を聞いてから議会で決定しなければおかしい。

A. 議会が決めたことという言い方は悪いかもしれませんが。基本的にはパブリックコメントがあり、パブリックコメントで市民の皆さんに聞いてそれを反映したものを条例案として議会に出している。この中で意見を聞きその意見に対し市が回答を述べ、最終的な案を固めてその内容を基にかためて条例としてあげています。

Q. その意見を聞くもの（パブコメ）は市民全員にわたっているのか。

A. 通常のパブリックコメントは全戸配布ではなく、広報紙にいつからいつまでパブリックコメントを実施するというお知らせをのせ、公共施設ではこのようなパブリックコメントを今実施しているということと、主たる公共施設には冊子とご意見箱を置いている。今回の場合は体育施設のため、さらに各体育施設（相模川河畔スポーツ公園を除く）に置いて、パブコメをやっていること

を周知している。もちろんパブリックコメントの実施は事前にも可能な限り多方面に周知をしている。

Q. どのくらいの意見が集まったのか。

A. 40件を超える意見が集まった。

Q. たった40件なのか。茅ヶ崎市の市民は何人いるのか。

A. 子ども・高齢者をすべて入れれば24万人です。

Q. 24万人のうち40人の意見を取り入れたということか。

A. 意見を取り入れたというより、その意見を基に最終的に考え方をまとめたということです。

Q. どれだけの人が賛成したのか。40人のうち。

A. 40人ということではない。意見の総数として40数件であり、意見を出した人の数はもう少し少ない。

Q. どれだけの賛成があったのか。

A. 賛成反対というよりも、たとえば意見の中には「減免とかについて配慮してほしい」というような内容もある。

O. それでは全然市民の声が入っていない。パブリックコメントで決まったというのは。

O. パブリックコメントの問題点はよくわかっている。40というのはむしろ多い方で20、30はあたりまえ。100を超せばとても多い。そういうことを知りながらパブリックコメントで済ませようというのが問題。やはり各地に言って説明会を開く。というのは一人当たり11万円も払ってもらうのだから。それをやらないでパブリックコメントとは。そんなのは通常非常に少ない人が意見を出している。それで済ませようというのが問題だ。

Q. 事業者優先予約は、平日は全体の3分の1となっている。休日は4分の1となっている。これは意味が分からないが、たとえばテニスコートが4面あって3分の1というのは、どのように割り当てるのか。時間で割り当てられるのか。

A. 基本は時間で午前・午後・夜間それぞれの中で時間として3分の1、4分の1の枠に収めている。

O. 先ほどの話では、コートを1面使っているようだ。3分の1、コート1面。4面のうち1面を使っている。

Q. 全体の4分の1ならわかるが、全体の3分の1の意味が分からない。1日全体のうちの3分の1ということか。

A. 1日ではなく午前・午後・夜間それぞれの時間帯ごとに3分の1、4分の1に収める形で配分をしている。その配分は事業者が勝手に決めるのではなく、市と協議の上で決めているので、たとえばテニススクールの場合、平日の昼間は利用者が既存の施設も非常に多いということもあり、スクールについては主として夕方の時間帯、現状の体育施設でも稼働率が下がってくる時間帯、4時以降の時間を使ってスクールを行うなどの配慮は考えている。ただ、4時半からのスクールの場合については（稼働率が下がるので）4面全てを使うなどのやり取りはしている。

Q. それでは運動施設の16時半から19時の2時間半は完全にスクール生が使うということか。

A. 曜日によって変わることもあるかもしれないが、この時間帯はスクールに充てる。

Q. 9月に審議会でもらった資料にはテニスコートでどういう教室をやるかのかの計画一覧が載っているが、これを見るとテニス教室は土日の10時から11時、11時半から12時半とちゃんと

書いてある。平日も同様。平日・土日の10時半から12時半、火・水・金は夜ですが19時から21時。これは夜間だが、一番借りたいときに市民の抽選が難しくコートをとりにくい時間帯にスクールが入っている。

- A. 基本的に平日と土日を分けて3分の1、4分の1でやっているが、土日にスクールが全く入っていないわけではないので、土日でスクールを入れる場合については、4面まるまる独占するのではなく、そのうちの1面ないし2面を使うとかそういう配慮の中で一般の方も使える余地は残している。
- Q. 1時間1500円で、2時間3000円では民間のクラブと一緒にではないか。
- Q. 民間の方が安いのではないか。
- O. 市の施設で教室を運営するのはおかしい。駐車料を上げておいて遠くの方は来なくて少なくしておいて、これに使わせるのかなと疑ってしまう。
- Q. 毎月抽選に参加しているが、倍率をご存知か。なかなか当たらない。一人月4回でもなかなか当たらない。下手したら1回、0の場合もある。事業者が4、5回といわれると、不満、不公平な感じがする。今までよりさらに当選確率が悪くなる。中島は人気が出ると思うが、使えなくなる可能性が非常に大きい。そういった利用者の現状とかが意識されていないと思う。茅ヶ崎のテニスの予約に何人くらいが登録されているのか。利用者は何人申し込んでいるのか。
- A. ケースによって倍率はもちろん違う。もちろん土日とかになれば、何十倍という倍率に。
- Q. 登録者数を知りたい。テニスを申込みする場合は登録カードが出るが、それがないと申し込みができない。その人たちは利用者だが、何名いるのか。
- A. 現在市内・市外の登録を含めてほしい4000人くらい。
- O. 4000人くらいと聞けばほとんどがびっくりすると思う。ほとんどの人が知らない。たまたまホームページ見た人はわかるが、誰も知らされていない。1度4000人にアンケートを取ったらどうか。実際利用している人の、そういう数字があるなら。4000人のうち半数がオクケーしてくれたというなら納得する。それこそ利用者の声ではないか。今いろいろ話を聞いたら知らない話がいっぱい出てきたから。
- O. テニス協会も体育協会も市民の意見を聞いているという。ところがスポーツ推進審議会で柳島スポーツ公園の運営とか維持管理、金額、駐車場の話し合いが出るたびに寝ている者がいる。資料も開かずに、毎回毎回寝ている。茅ヶ崎市は本当にひどい状況。
- Q. 市が毎年事業者にお金を払うと思うが、スポーツセンターの土地代はいくらもらえるのか。
- A. クラブハウスの土地使用料ということか。
- Q. 使用料ではなく土地代は事業者が市に払うということだが、その土地代はいくらなのか。
- A. 基本的には要求水準の中で土地の代金については市で㎡あたりいくらという金額は提示している。その金額に基づいて請求という形になる。ただ施設が複合という形で公共の部分と民間の部分が合体をしているので単純にその金額、㎡あたりの金額をそのまま使用するというのではないが、要求水準の中で㎡あたりの土地の使用料はいくらと提示をしたうえで今回の事業は進めている。
- O. 土地代をもらうといっても、結局は市民の税金で払っている、それを市がいくらか受け取っているだけ。市民に対して何の利益もない。初めて聞きに来たが、どう見てもこれは事業者ありきの

ものであって、市民のためのものではない。休日も上限4分の1を使用するという事は市民が例えばその4分の1は使えないわけで、上限だったらどう見てもおかしい。土日開放で平日は余っている、空きのあるコートが事業者が使うというのならわかるが、どうみても事業者優先というのは納得がいかない。もう決まったことだろうが。

A. 先ほどの土地の使用料は㎡あたり約2600円という金額で入札時に提示している。

Q. いくら市の方に入るのか。

A. クラブハウスの民間事業者が占有する面積に応じてとなるので、その面積を確定したなかで金額を算定するという形になる。いま現段階ではまだ額が確定していない。どの部分が民間事業者の使用するエリアとなるのか、その最終的な詰めをしているので、その詰めが完了すれば単純に面積当たりとその金額をかけてという形になる。もともと基準となる単価は入札の段階で示している。利用枠の関係は、3分の1、4分の1という確かに事前に事業者に枠配分として与えているのは事実だが、枠配分の配慮事項としては資料にも書いてあるように市と協議の上なので、もちろん利用率の高い部分を事業者に独占させたりすることがないように一般の利用者に配慮しつつ専用枠を埋めている。この資料に書いてあるように総合競技場は月に一回は必ず一般の利用枠という形で一般抽選予約日を必ず土・日・祝日のいずれかには必ず設けたなかで市とか事業者とか協会とかが一切入り込む余地のない中で、応募してもらい抽選という形をとる。

O. これは事業者ありき。

Q. 枠があるが、今回駐車料金を上げて、もし利用者が負担できなくて、テニスが出来ない場合があるとき、そうした場合に事業者に戻す可能性があるのか。悪く言えば一般の人が使えないようにしておいて、事業者が枠を埋めようという、テニスコートを埋めるために、そういう可能性もあるのではないかと。誰が見てもテニスコートがあいていれば活用したい、しかし一般の人はなかなかお金がなくて車を止められない。来ないとその空いた枠を事業者に戻そうかという話はあるのではないかと。

A. 上限が3分の1、4分の1と決まっているので、それを越えた中での配分はありません。

Q. 未来に永遠にないということか。たとえテニスコートがあいていても事業者には回さないということか。

A. 基本はまず一般の利用者が最優先なので抽選予約枠が空けば随時予約という形でフリーになり、それこそ市民の方だけでなく市外の方も利用できるような形になります。それが原則です。

O. そちらの考えは、(駐車料金)600円を払っても来る人はいっぱいいるという考え。使う立場からすると600円は倍なので。

O. それは格差。格差でお金持ちはどんどんこの施設を使ってください、お金のない人はやめてくださいというふうにしかならない。

O. 近場の人はチャリンコで来るので優先でよい。

A. 駐車場の関係だけ今一度改めて説明すると、駐車料金は確かに時間200円で、上限額平日600円・土日900円ということで料金設定を条例としてあげた。これについては、再度繰り返すことになるが、市としては今回この料金体系で運用していく。そういった過程の中で検証をしなければいけないという認識でいるので、検証結果を見ながらそのあとのような形をとるか事業者と相談しながら決めていく。一旦この額でスタートするが、未来もずっとこの金額で運用すると

いう考え方ではなく場合によっては見直しもありうるということは議会にも説明している。

- Q. 検証しても同じ。これだけ言っているのだし、最初から分かっているから議会に言った方がいい。
- A. 議会でもそのようなご意見があり、駐車料金はなぜ減免制度がないのか、なぜ600円、900円の額が設定されたのかとかという議論があった。もちろん委員会の中でも同様のやり取りの中、市としては最終的に今回の料金設定については今後状況によっては見直しもありうるという答えをした。もちろん今日のご意見は重々理解の上で今後運営の中にその声を生かせるかどうかというところの判断をしていかなければいけないと思う。
- O. 十何人しかいないから十何人の意見でしたといったら、市民の意見だったらそれでいいやとなる。だからもう一回アンケートを取ってほしい。(窓口)に置くだけではなく手渡ししてアンケートを出せとしないと見ないかもしれない。前に一つアンケートがあった時は手渡ししてくれたから渡した。置いただけでは答えない。やった、やったと言っているが、そこに職員がいるのだから来たらこれを書いてもらわないと。
- A. もちろん開園した後の市民の声の聴取の仕方については、毎年モニタリングの中でチェックすべき項目となっている。どういう手法を使ってどうやって利用者の声、一般の市民の方の声を吸い上げたかというのはチェックしなければいけない立場にあるので、そういったことも含めた中で市民の皆さんの意見の聴取を行う。ただ窓口に置けばいいというものではないことはもちろん承知はしている。
- O. それを最初にやるべき。勝手に決めてから報告会をやるが、それをあとで見直しますというが、忘れたところにみんながオッケーになってきたらそのままになる。なし崩しみたいになってしまう可能性もある。
- A. 今回のご意見、駐車場料金については前回もその前からも意見をもらっている。議会からも意見をもらっている中で、継続的に見ていかなければならないと思っている。柳島スポーツ公園が開園してから利用者・一般の市民も入った運営についての意見をいただく場を設けようと、年に4回ほどを考えている。開園前にこのような駐車場料金の意見があったので、継続的に意見をもらいその意見を基に今後どうするのかということを検討させてほしい。駐車場料金については多々ご意見をいただいたので、継続的に。
- Q. どの議員が賛成したか、反対したか。
- A. ご意見が様々あるので議会も各党派の方々も付帯意見としてそのように述べられている。駐車場料金は市民の意見を聞いてくださいということも言われているので、議員の誰がどうだということではなく事務局としてしっかりとその辺のところは継続的に調べて、今後の条例改正も視野に入れて検討していくことになると思う。
- Q. 公共交通機関のバスだが、神奈中がちゃんと柳島に行くかどうかもおそらく未定だと思う。それで、そこを補うために事業者がバスを出す、シャトルバスを自分たちの負担で出すということは入札で約束している。そこで高い点数を出している。事業者が責任を持ってシャトルバスを出さないのならばこれは入札違反だ。採点が狂うはず。その辺どうなのか。
- A. バスについては神奈中とも協議をしており、大会とか利用時間が多い時にどのような送迎をするのかというのは今協議中であり、いまここで確定したことはお答えできない。
- Q. 大会時ではなくて、一般時に出しますというのが確か約束では。

- A. 朝から晩までの時間帯なのか、ある程度利用が多い時間だけなのかも含めて、検討している。
- O. アバウトな入札提案でおかしい。何をやるにも、ものすごくはっきりしていない。
- O. 確実性がない、それをまた評価するというのもおかしな話。
- O. 1日8回くらいテニスコートが使われるが、それに合わせて毎回シャトルバスが出るのならわかるが。
- A. 利用者もテニスだけではないので、そういったところも含めていま検討している。
- O. 提案がおかしかったのではないか。
- Q. 事業者に質問するが、自由提案でクラブハウスの中で事業をするが、採算が合わなければ止めると書いてある。やる気があるのか。市はそういうことをさせないと言っている。採算が合わなければそれを中止するというのは、総合評価でそれは非常に評価されたことに反する。競争相手のミズノは止めるなんて言っていない。それを検討すると言っている。やるという前提で市は採用しているが、どうなのか。採算が合わなかったら止めるのか。
- A. 事業者として建設費を投資しているので、きちんと20年間運営していくつもりで今は準備をしている。ただ本当にこの事業の内容、まったく同じ内容で20年間続けられるのか、時代も変わっていくので、その中で全く同じ形で20年間やって本当に市民のことを考えているのかというように厳しい意見もいただいている。ですから、ニーズに合った形に少しずつ変えていくということは当然ありえます。それはご了承いただきたいと思う。その部分は公共のテニスコートの利用というような決まった形ですとやっていくものではなく、レストランとか、渉外的な部分もあるので、伺った意見や周辺の他の施設、もちろん道の駅が出てくればだいぶ変わってくる場所もあると思うが、それを見ながら少しずつ変えていくということはご了承いただきたい。
- Q. それは契約書に盛り込んであるのか。
- A. 契約書の説明をすると、今回の自由提案施設は維持管理運営業務開始日、いわゆる来年の3月のオープン日以降10年間は提案書等に記載された用途、それに従って自由提案施設を維持管理運営しなければならないという義務規定がある。よって10年間は必ず履行することになる。それが契約書の条件である。ただ11年目以降についてはその取扱いについては市と協議の上で変更することができるようにもなっているので、10年たった段階で世の中の社会情勢とかいろいろ鑑みた中で場合によっては自由提案事業の中身を変えるということはある。10年間に関しては基本的にはきちんとやっってくださいというのは契約書に書かれてある。
- O. ミズノと比較して公平ではないのではないか。
- O. ミズノもオープンにしていると思うから言うが、ミズノが出した自由提案は柳島スポーツ公園を箱根駅伝の拠点にすること。そこで選手の走行練習もやりますと。だから市民が駅伝の練習風景を見ることができる、そういうすばらしい具体的な提案をミズノはしている。それ以外にもいろいろなイベントも具体的にきちんと提示されている。ところがミズノが半分しか点数をとれなかった。なぜそんなに点数差がついてしまったのか、委員のどういう話し合いによってそんなに点数差がついたのかという議事録がない。だから一体どうしてそういう評価になったのか、いまだに市民が説明をいくら求めても返ってこない。市に議事録もないし録音データもないし、一体どういふいきさつでそういう点数になったのか、最終的に入札がひっくり返ったところの説明が返ってこない。事業者に失礼かもしれないが、聞いただけではミズノの提案の方がいいと思う。事

業者が建物を占有して使うより、ミズノの提案は市民のための提案が多かった。市民のためにこういうイベントをやります、こういうことをしますと。だからどうしてミズノが評価されなかったのかという理由がわからない。

- A. 今回の事業者決定に関する審査講評はホームページで公表している通りであり、選定委員会で適切に判断されたものと理解しているので、今日はそこは議論する場ではないので、大変申し訳ないが、時間の関係もあるので資料3の説明の後にまた総括を行うので、資料3に話しを進めたい。

◎相模川河畔スポーツ公園及び柳島しおさい公園について（資料3）

1 1月20日の意見交換会の際に配布した資料「しおさい公園の駐車場」の中に誤りがあったため、修正を行った。 【修正前】30分経過するごとに料金が発生します。

【修正後】60分経過するごとに料金が発生します。

Q. 柳島しおさい公園の駐車料金はいくらか。

A. 基本的には60分200円となる。あくまでも2時間を経過した後のこと。2時間までは無料であり、2時間を過ぎても駐車場の行き来の時間を考慮し、それを過ぎたら1時間ごとに200円ずつかかる。

O. 柳島もこれと同じようにするべき。使っている人は2時間無料にするとか、あそこを使っている時間は無料にするとかにすべきだと思うが。

A. 駐車場についてはいろいろと多くの意見をいただいた。そのようなものも含めた中で、その意見をきちんと踏まえた中で、将来利用者の声が大ききようであれば、市としても考えなければいけないとの認識はしている。ただ、この料金体系については一旦スタートしたうえで、経過を見ながら対処という考え方でいる。その点はご理解ご協力をいただきたいと思う。

Q. ちょっとバカにした記述がある。資料2の12ページの月1回、月1日。なぜ一般利用者の配慮という言葉を入れているのか。なぜ「配慮」なのか。バカにしていると思わないか。

A. ここに書いた意図は、あくまでも土曜・日曜・祝日に関しては非常に競争率・倍率が高いという中で、市の主催事業や協会主催事業等が入っていてそもそも抽選の対象にはならない日がかかなりあるという現状を解消するために、必ず月に一回は一般の抽選予約日を確保するというをお伝えしたので、配慮という言葉を使った。

O. 配慮という言葉をやめてほしい。

A. わかりました。

O. 亀井工業や湘南造園がスポーツ公園のホームページを作っているが、そのホームページを読むと、肝心な説明が抜けている。最終的には「税金で資金が賄われています」の一文が全て抜けている。何も知らない人が読むと湘南造園のホームページでは「民間の資金、経営能力及び技術能力を活用したPFI事業により、茅ヶ崎市民の皆さんにご利用いただける施設として進めています」という書き方がしてある。これだけ読むと湘南造園のお金でこの施設が建てられて、茅ヶ崎市民に貸してあげているとしか読めない。だからちゃんと最終的には税金ですべては支払われます、一般市民の税金ですという言葉を入れてほしい。それが入らないのなら湘南造園のホームページは削除してもらわないと、茅ヶ崎市民に対してすごく失礼なホームページになるので、市もその辺をチェックして検討してほしい。

- A. 改めて関係企業のホームページを確認する。
- A. (湘南造園の) ホームページで誤解が生じてしまって申し訳ありません。単純に市が作成したページにリンクを張るなかで、この事業を知っていただくために市役所で使った言葉をそのまま張ってしまった。訂正できるところは訂正する。
- Q. 市役所の説明がおかしいのではないか。
- A. 言葉自体にリンクを張っているということです。
- O. 誰のための施設なのかわからなくなる、この書き方だと。
- A. こちらの都合で一方向的で申し訳ないが、まもなく閉館時間となるので、トータル的に何か最後に追加でこれだけ言っておきたいということがあればお話してください。もちろん先ほどお話をしたように今日いただいた意見については、単なるガス抜きとか云々とかということではなく、それをきちっと受け止めた中で今後の業務計画の中に反映できることはもちろん反映させ、もちろん決定した事項についても運営しながら見直しが必要な部分が出てくれば見直しをしていくということは約束する。最終的に皆さんからこれだけは言っておきたいということがあれば。
- Q. 事業者へお願いがある。茅ヶ崎市民として今日はこういう意見を述べたが、事業者がこの事業を始めるときに茅ヶ崎市へ提案をしたり、事業をやられるときに茅ヶ崎市民をどういう風に考えていたのか、どう利用をするか、どう考えていたのか。単なる提案というのは、リサーチとかそういうことをして提案した、もしくは茅ヶ崎市の方から言われた提案なのか、市民というものを考えての提案だったのか。
- A. もちろん、提案に当たってはまず茅ヶ崎市の方から要求水準書が示され。
- Q. それではダメです。条件があって、参入されたわけですね。
- A. もちろん、その中の料金とかはそのルール(要求水準書)に基づいて設定していますし、あとは事業者の気持ちとしてメンバーは地元の人間で固めているので、そこには茅ヶ崎市民の人間もいる。あらゆる市民が、いわゆる今回のテーマは健康であり、市民の健康が増進するからこそ、茅ヶ崎市も税金を使っているわけで、いま高齢者社会になっていく中で、いわゆる健康寿命が延びていけばそれだけ全体的な社会保障料が減ってくるという話もある。そういった中で皆さんの健康が一つのコンセプトということで私たちは考えてやっている。
- O. わかりました、ありがとうございます。

以上

配布資料

- ・柳島スポーツ公園等に関する意見交換会 次第
- ・柳島スポーツ公園整備事業の進捗状況について(資料1)
- ・柳島スポーツ公園整備事業 維持管理・運営について(資料2)
- ・相模川河畔スポーツ公園及び柳島しおさい公園について(資料3)